

審 査 基 準

平成12年 3月31日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項(行商従業者証)、同第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(行商従業者証の様式)、同第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :